平成26年5月28日

資料5-3

**「オープンデータ化ガイド第１版（案）」に対する委員の指摘**

**■平成25年度第3回技術委員会（平成26年4月15日(火)）**

| **整理No.** | **該当箇所** | **委員** | **指摘内容** | **対応** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 全体 | 越塚主査 | * 例を増やすべき。技術者は一般化してものごとを記述する傾向があるが、それは一般の人にはわかりづらい。 * 一通りの情報があって、データを公開するまでの例があった方が良い。 | * 全体を通して、記述を見直しました。 |
| 2 | 第I部 | 越塚主査  武田副主査  深見委員 | * 第3章で「オープンデータ化しやすいデータから」とあるが、第1章で「既に出しているものから取り組むべき」と書くほうが、現場的にはやりやすいのでは。 * 利用者視点に立てば、以下のような解説が必要．   + 情報公開とオープンデータの違い   + なぜデータを公開することがよいか   + データの「利用」とは   + 機械判読なデータが必要である理由 | * 1.1節、1.2節に反映しました。 |
| 3 | 第I部 | 深見委員 | * 地方公共団体は、地域の住民に対してサービスをしている、という意識が強い。しかし、オープンデータ化すると、海外からの問い合わせもあり得ることを言及する必要がある。 | * 3.4.2節に追記しました。 |
| 4 | 第3章 | 平本委員 | * サプライヤーのロジックで書かれている。普通は現状把握として、ニーズ分析があるのではないか。 | * 3.2節に反映しました。 |
| 5 | 第I部  or  第II部 | 越塚主査  中尾委員 | * プライバシや匿名化に関しては、関心のある人が多い。本編の対象外であったとしても、どこかで触れておくとよい。（ガイドに記載されていないので、プライバシを考慮せずに掲載しましたということのないように） * データの保証についても同様。 | * プライバシ・匿名化については、3.4.5節に記載しました。 * データの保証については、3.4.4節に記載しました。 |
| 6 | 3.4節  （指摘の発端は9.4節） | 越塚主査  武田副主査  IT総合戦略室 | * データの中身の話と公開の話が混然としている。データ公開の仕方を説明する項目が必要。そこでルール編を参照して、プライバシをチェックする等のリマインダを入れる。 * 図1-1で公開のところを第4部とするか。 * アクセスビリティ（データの信頼性）に関する記述が必要。   + 改ざんに関する対応方法も同様（対策は同じ）。   + 一度公開したものは公開しつづけるという、オープンデータ公開の原則がある。そのメリットは誤った利用に対して、自分たちの　　　正当性を主張できることにある。（記述自体は別途ある）   + 電子署名については、政府ガイドで触れているので、それをもらって加筆すればよい。 | * 3.4節を整理し、これらの事項を追記しました。 * 公開の部分は本文のスコープでないため、CKAN等の公開に関する詳細は、付録としました。 |
| 7 | 5.4節 | 平本委員 | * 表5-5に青字部分を記載するとあるが、規約本体との差分がわかるようにした方がよい。 | * 「政府標準利用規約」の解説等と関わるため、IT総合戦略室の資料に併せました。 |
| 8 | 10.2節 | 越塚主査  武田副主査  平本委員 | * 「識別子は、グローバルでユニーク」とあるが、日本のローカルコードも考慮すべき。 * なぜローカルコードがまずいか、例をだして問題点を指摘すべき。 * この節の記述には、満たすべき性質とその材料が混ざっている。整理するべき。 * 「共通に利用されるものであるべき」という性質も必要。（そのための手段が、「利用できる既存の体系を利用する」ということ） | * 10.2節🡪9.2節を、(1)満たすべき性質 (2)利用可能な識別子体系 (3)それがない場合の対処法の3つに組み直しました。 |
| 9 | p.88 | 武田副主査 | * DOIの説明が間違っている。DOIでは、サフィックス部分を利用者が決定しない。 | * ご指摘に基づき修正いたしました。 |
| 10 | 10.4節 | 越塚主査  平本委員  深見委員 | * 余裕があれば、チェッカーがあるとよい。 * まずはチェックリスト、次にソフトフェアによるチェッカー、その先にはweb上でのバリデーションサービスなどもあるとよい。 | * 10.4節🡪9.4節の最後に、チェックリストをつけました。 * チェッカーやバリデーションサービスにしては、平成26年度の検討課題といたします。 |
| 11 | 第12章 | 越塚主査  武田副主査 | * 技術編の対象はデータ作成が範囲であるが、ここは公開に関する方法が記載されている。 | * 付録の部を設け、その中に配置しました。 |
| 12 | ※パブコメ関連 | 越塚主査  武田副主査  中尾委員 | * 利用者視点の部分も書いた上でパブコメをしないと、自分は関係ないとなってしまう。 * オープンデータの価値まで踏み込む議論になってしまうので、あくまで実務者がオープンデータをやりたいときに読む視点でよい。 * ガイドに書くことと分ける必要がある。パブコメを求める時点で書けば良い。 | * ガイドの直接的な対象者は公共団体や省庁ですが、一般向けにも広く利用可能なものなので、一般から広く意見募集する旨を明記してパブコメを行います。 |

**■平成25年度第4回データガバナンス委員会（平成26年4月16日(水)）**

| **整理No.** | **該当箇所** | **委員** | **指摘内容** | **対応** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 1.1  他 | 友岡委員 | * 公益企業というのは分類としては無い。公益事業もしくは公共企業とするのが正しい。 * 公共企業として、ガス、電力、鉄道等と例を挙げてはどうか。 | * 「公益企業」は電子行政オープンデータ戦略等で利用されている言葉であるため、内閣官房とも調整し、「公共企業（電力、ガス、鉄道等）」と記載しました。 |
| 2 | 表1-2 | 森委員 | * 現在の表は逆引きになっていないので、章と知りたい内容を逆にして、章の概要としてもよいのではないか。 | * パブコメ等でFAQが必要な情報が出たら、それを追加します。 |
| 3 | 表2-1 | IT総合戦略室 | * 政府標準利用規約はまだ確定していないため、最後の行は削除して欲しい。 | * 削除しました。 |
| 4 | 2.3 | 井上主査 | * 定義について、諸外国における定義なども記載した方がよい。4.1節で記載している事項を移すなどしてはどうか。 | * ご指摘に基づき2.3節と4.1節を修正しました。 |
| 5 | 4.3　他 | IT総合戦略室 | * 政府標準利用規約はまだ確定していないため、全てに「（案）」をつけていただきたい。 * 4.3節でまだ正式決定はされていないことを記載しておいて欲しい。 | * 公開版では、4.3節に追記の上、（案）を追加しました。 |
| 6 | 5.4(1) | 沢田委員 | * 最後の段落について、「政府標準利用規約」の採用がミニマムとして求められているという表現にして欲しい。 | * 指摘に基づき修正いたしました。 |
| 7 | 5.4(1) | 友岡委員  森委員 | * 注釈21の内容は、本文で記載する。CC-BY、CC0を採用する場合には具体的かつ合理的根拠を明確に説明する必要は無いということを書く。 * 「政府標準利用規約」の解説ではわかりにくいので、データガバナンス委員会としてこういう解釈ではないか、と書く。 | * 指摘に基づき修正いたしました。 |
| 8 | 6.2 | 野口副主査 | * 情報提供者の名前を騙って改ざんしたデータが公開されるのを防ぐということを、CC0で防げるかについては確かに難しいかもしれない。 * CC本部にも確認を行う。 | * CC本部の確認を受けて修正しました。（後述） |
| 9 | 6.3 | 全員 | * 位置づけとして、6.4の結論を導くのに必ずしも必要では無い。 * 表6-3があることで利用者の混乱を招く。 * 第三者の権利への注意や、法令への注意自体は別の箇所で何らか記載することが望ましい。 | * 6.3節自体を削除しました。 * 第三者の権利への注意や、法令への注意自体は、6.4→6.3節に記載しました。 |
| 10 | 6.3 | 野口副主査 | * CC-BYについて、著作権が発生しないデータにつけることは可能だが、出典記載を求めたい場合に利用するという行為には使えない。 | * 6.3節自体を削除しました |
| 11 | 6.3 | 井上主査  野口副主査 | * CC0について、第三者から許諾を得た場合もその箇所には適用できない。 | * 6.3節自体を削除しました。 |
| 12 | 6.4 | 井上主査  野口副主査  沢田委員  森委員 | * 図6-1について矢印の最後が「政府標準利用規約」になっていると、それを選んでしまう。 * 例えば、推奨ルールの下に小さい矢印で、第三者権利の注意喚起や、法令の注意喚起を記載する、政府標準利用規約との矢印を逆にするなどがあるのではないか。 * どうしても公序良俗とかを気にしなくてはならないものだけ政府標準利用規約、としたい。 | * ご指摘を踏まえて修正しました。 |
| 13 | 6.4 | 井上主査  事務局 | * なおがきのところはいらないのではないか。 * なおがきのところでは、データカタログサイトの利用規約を使うという整理をしてはどうか。 | * データカタログサイトの利用規約を使うということで修正しました。 |
| 14 | 6.4 | 川島オブザーバ | * 価値観を入れて、データガバナンス委員会としてはこうしてほしいという意見を書いてはどうか。 * 自治体には個々のデータの分析からするのは難しい。こうやればよい、と打ち出したい。 | * 6.4→6.3節を、指摘を踏まえた構成にしました。 |
| 15 | 6.4 | 井上主査 | * CCと政府標準利用規約の整理をしているが、政府標準利用規約も利用できないというデータについても記載しておく必要があるのでは無いか。 | * 6.4→6.3節に追記しました。 |
| 16 | 6章 | 沢田委員  IT総合戦略室 | * 「法令・条例・公序良俗に反する利用」、「国家・国民の安全に脅威を与える利用」については、通常禁止したいと考えるだろう。 * 諸外国などでクリアできているということを書いた方がよいのでは無いか。また、どうクリアしたのかということも書いて欲しい。英国の例を入れるなど。 | * 諸外国では政府の責任が問われているという話があまりないということだと思われます。調査したがみつかっていないため、記載していません。 |
| 17 | 6章 | IT総合戦略室  野口副主査  井上主査 | * 政府・自治体等が公開したデータについて、第三者が不適切な利用を行った場合に、政府・自治体を批判しないでくださいと書いて欲しい。 * 言論には言論で反論すべきだとかそういう意見を書いておくことが望ましい。 * 広い意味で無保証であると言うことを書いた方がよい。 | * 6.2節及び8→7章に追記した。 |
| 18 | 7章 | 井上主査  野口副主査 | * ホームページ、データカタログサイト、個別データで区別ができるのか難しいのでは無いか。 * 政府標準利用規約を個別データに適用できないと整理するのは問題。地図等にはむしろこれを適用するのでは無いか。 | * 7章を削除し、6.4→6.3節を結論として整理しました。 |
| 19 | ※パブコメ関連 | 井上主査 | * 技術委員会でパブコメを行うとのことなので、それにあわせてパブコメを行ったほうがよい。 | * 技術委員会とあわせて実施します。 |

**■委員会終了後の指摘（技術委員会・データガバナンス委員会）**

| **整理No.** | **該当箇所** | **委員** | **指摘内容** | **対応** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 1.2 | 深見委員 | * 「公益企業等の」は不要では。前回の委員会では、本資料のターゲットについて議論がなされたが、内容や表現をターゲットを絞ったものとすることは明快さのために有用ですが、ターゲットを狭く限定する表記を入れる必要はないと考えます。 | * 利用ルール編では、ターゲットを公益企業（公共企業）くらいまでと考えているため、残す。 |
| 2 | 2.1 | 平本委員 | * 表2-1に、経済産業省のアイディアボックスや、東電の電力データ公開等を入れて、オープンデータへの取り組みを行ってきたことを記載する。 * 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン（4/25）を入れる | * 追記しました。 |
| 3 | 2.1.3  表2-3 | 井上主査 | * PSI指令の話を表に追加する。 * オランダの話を本文に追加し、表に追加する。 | * 追記しました。 |
| 4 | 3.4.4.2 | 沢田委員 | * 真っ当な改変（奨励したい二次利用）もいけないことのように見えてしまわないよう、改変はOKだけどオリジナルのように偽るのがNGということをもっと明確に書いた方が良いように思います。 | * 3.4.4節の冒頭に1文を追加することで対応しました。 |
| 5 | 3章全体 | 沢田委員 | * 利用ルールについて記載されている部分が、後半と矛盾していないか再確認して欲しい。 * 3.4.4.1は意味が通っているか？表現を再検討して欲しい。 | * 対応しました。 |
| 6 | 4.2 | 井上主査 | * オランダの話の前に、なぜCCが使われるのかと言うことについて説明を入れて欲しい。現状では唐突にCCがでてきている。 | * ご指摘に基づき修正しました。 |
| 7 | 4.3 | 井上主査 | * データカタログサイトでCC-BYに注意喚起を付したものを採用したことをここで紹介して欲しい。 | * 追記しました。 |
| 8 | 4.3 | 井上主査 | * 政府標準利用規約の解説から、見直しに関する部分を抜粋して記載して欲しい。 | * 追記しました。 |
| 9 | 5.1 | 井上主査 | * クリエイティブ・コモンズのサイトへのリンクを注釈で入れて欲しい。 | * 追記しました。 |
| 10 | 脚注16 | 井上主査 | * 脚注の内容は間違えている可能性があるし、一般利用者向けには必要ない内容なので、削除。 | * 削除しました。 |
| 11 | 5.1 | 井上主査 | * 5.2につなげるために、「以下でオープンデータの活用に使われることが多いCC-BY、CC0を説明する」という文章を追記する。 | * 追記しました。 |
| 12 | 5.2(1) | 井上主査 | * CC-BYライセンスへのリンクを注釈で入れて欲しい。 | * 追記しました。 |
| 13 | 5.3(1) | 井上主査 | * CC0へのリンクを注釈で入れて欲しい。 | * 追記しました。 |
| 14 | 6.2 | 井上主査 | * 「③情報提供者が一般的に望ましくないと考える利用の態様を示すことができること」とされているが、これは「③情報提供者が一般的に望ましくないと考える利用に関して禁止することができること」ではないか。 | * ご指摘に基づき修正しました。 |
| 15 | 6.2 | 井上主査 | * 最後の段落の「いずれの利用～」以降は②の説明になっている。そのため、②の説明の後に移す。 * ③についても効力がほとんど無いということを別途書いておいた方がよい。例えば以下のような内容を記載する。 * 政府標準利用規約で想定されている禁止行為について、裁判所がその想定通りに禁止されていると認めてくれるかどうかはわからないこと。また執行も難しいこと。（情報公開法の事例を調べて、そのような理由を挙げられるかチェックする） * 平成25年度時点ではホームページ上にあるデータの全てをチェックすることが難しいことから、各府省の気休めの意味も含めて、禁止事項を設定したが、平成27年度までにはデータのチェックもできることから、禁止事項は削除する方向にした方がよいだろうということ。 * 一般国民に対して、公開されたデータの不適切な利用は、データ利用者の問題で、政府に責任は無いことを啓発することにより、データ公開者に責任が無いという空気が醸成されればいらなくなるということ。 | * ご指摘を踏まえて修正しました。 |
| 16 | 6.2 | 野口副主査 | * CC0のコモンズ証の効果について、CC本部から以下の回答を得た。   + deedはlegal codeを上書きはしない   + 著作権以外のいかなる請求権も変更しない(付与もしない)   + このfalse endorsementの文言についても同様(ユーザに、違法な行為をしてはいけないことのリマインドの一例)   + というような内容で少なくとも不法行為になるでしょう？という反応でした。 * 日本法で考えた場合   + もしも政府の名を語った文書の頒布であれば文書偽造になると思います。私としては、よくあるのはむしろ、「A社作成（データ出典元：○○省）」のような場合で、データの改ざんがあるような場合かと思っていましたが、その場合には文書作成者はAであり、その部分に偽りがないので難しいのか、と思った次第です。   + 不法行為については、原則は金銭賠償であり、差し止めができるのは人格権侵害の場合とか、回復しがたい損害が発生する可能性がある場合など、限られた場合のみであり、法律上で認められている差し止め請求権（本件の場合著作者人格権等）を放棄している本人が不法行為に基づいて請求するときにそこが認められるのかは、少しハードルが高いのかもしれません | * CC0については、当該行為を禁止する条項が入っているわけではないと整理します。 * その上で、不法行為で対処可能であるかについての記載については、現バージョンではしておりませんが、記載の有無について議論いただきたく存じます。 |
| 17 | 6.2 | 沢田委員 | * 「情報提供者である国、地方公共団体等が責任を負うものではない。」 * 書いていただいたのはとても良いと思うのですが、「どうしてそんなことが断言できるんだ？」と突っ込まれそうな気もします。諸外国の考え方に加え、責任なしと判断された裁判例などあればベストかと思うのですが、ぴったりするものはないにせよ、似たような事案で行政側が訴訟に勝っている例など探せると良い。 | * 関連する判例を調査しましたが、適当なものがないため記載していません。 * 委員会でご意見をいただきたく存じます。 |
| 18 | 8.1.2 | 深見委員 | * ★1の例に、PDFを追加する。 | * 修正しました。 |
| 19 | 10.4.4節 | IT総合戦略室 | * 指針1について   + 指針に「縮尺」とあるが、縮尺だけだと何の縮尺かが不明なためそのデータを作成した段階の描画縮尺や入力精度という言葉の方が適切である。   + 解説にある「東京付近の地表面において400ｍずれる」は「450m」の間違い。   + 同「GISシステム」は「GIS」でよい。 * 指針2による最大の効果は、作業従事者にとって「作業時間の大幅な短縮（≒人件費低減）」である。 * 表記揺れがある。「地理情報／地理空間データ」「地図データ／地理空間情報データ／地理空間データ」 | * ご指摘に基づき修正いたしました。 |